

過失相殺が問題となった共通義務確認訴訟において支配性要件の充足が認められた事例

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和6年3月12日

【事件番号】 令和4年(受)第1041号

【事件名】 共通義務確認請求事件

【裁判結果】 破棄差戻し

【参照法令】 消費者裁判手続特例法2条4号・7号、3条4項

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573400

日本大学教授 小田 司

日本大学助教 高橋慶悟

事実の概要

本件は、特定適格消費者団体であるX（原告、控訴人、上告人）が、仮想通貨バイブル等の本件各商品の消費者契約の相手方であるY₁会社及び商品購入の勧誘を助長したとされるY₂（以下、「Yら（被告、被控訴人、被上告人）」という。）に対し、Yらが本件対象消費者に対し虚偽または実際とは著しくかけ離れた誇大な効果を強調した説明をして本件各商品等を販売したことが不法行為に該当するとして、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下、「法」という。）3条1項所定の請求に基づき支払われた売買代金相当額等の金銭の支払義務の確認等を求めた事案である。

Y₁は、平成28年10月頃、①仮想通貨バイブル（仮想通貨の内容等を解説するDVD5巻セット。価格は4万9800円または5万9800円）及び②VIPクラスセット（仮想通貨バイブルに、複数の特典を付けたもの。価格は9万8000円）の購入を勧誘するためのウェブサイト（以下、「本件ウェブサイト」という。）を開設し、これらの販売を開始した。本件ウェブサイトには、①仮想通貨バイブル及び②VIPクラスセットの説明として、「ハイパーミリオネアY₂が参加者にわずか3ヶ月で16億円稼がせた“秘密の手続き”で日本人全員を億万長者にする歴史的プロジェクトが遂に始動!」、「史上最高のタイミング、史上最高の指導者による塾生に3ヶ月で16億円稼がせたノウハウを完全解説した『仮想通貨バイブル』を公開します…この教

材は『暗号通貨で稼ぐ』ことに特化した世界初の教材です」、「より『確実』に、より『早く』億万長者になりたいという方を対象としたVIPクラスをご用意しました」等、購入を勧誘する文言が掲載されていた。①仮想通貨バイブルの購入者は約4000人、②VIPクラスセットの購入者は約1500人であった。

Y₁は、さらに、上記①仮想通貨バイブル及び②VIPクラスセットの購入者に対して、③パルテノンコース（特定のトレーダーが行う金融取引と同様の取引を可能とするハイスピード自動AIシステム等を提供するもの。価格は49万8000円）と称するサービスの内容を説明する動画を公開し、その販売を開始した。その動画では、Y₂が③パルテノンコースについて、「あなたがハイスピード自動AIシステムを使ってお金を稼ぐためにやることは簡単な初期設定だけです」、「AIがあなたの代わりに24時間365日、あなたのお金を増やし続けてくれるのです」等の説明があった。③パルテノンコースの購入者は、約1200人であった。

第一審（東京地判令3・5・14判時2526号20頁）は、本件各対象消費者の過失の有無及び過失相殺割合については、個々の対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとし、支配性の要件を欠くとしてXの訴えを却下した。これに対しXが控訴したが、控訴審（東京高判令3・12・22判時2526号14頁）も、同様の理由により第一審判決を維持して控訴を棄却したため、Xが上告した。

判決の要旨

「Xが主張するYらの不法行為の内容は、Yらが本件対象消費者に対して仮想通貨に関し誰でも確実に稼ぐことができる簡単な方法があるなどとして、本件各商品につき虚偽又は実際とは著しくかけ離れた誇大な効果を強調した説明をしてこれらを販売するなどしたというものであるところ、前記事実関係によれば、Yらの説明は本件ウェブサイトに掲載された文言や本件動画によって行われたものであるから、本件対象消費者が上記説明を受けて本件各商品を購入したという主要な経緯は共通しているといえることができる上、その説明から生じ得る誤信の内容も共通しているといえることができる。そして、本件各商品は、投資対象である仮想通貨の内容等を解説し、又は取引のためのシステム等を提供するものにすぎず、仮想通貨への投資そのものではないことからすれば、過失相殺の審理において、本件対象消費者ごとに仮想通貨への投資を含む投資の知識や経験の有無及び程度を考慮する必要性が高いとはいえない。また、本件対象消費者につき、過失相殺をするかどうか及び仮に過失相殺をするとした場合のその過失の割合が争われたときには、簡易確定手続を行うこととなる裁判所において、適切な審理運営上の工夫を講ずることも考えられる。これらの事情に照らせば、過失相殺に関して本件対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとはいえない。さらに、上記のとおり、本件対象消費者が上記説明を受けて本件各商品を購入したという主要な経緯は共通しているところ、上記説明から生じた誤信に基づき本件対象消費者が本件各商品を購入したと考えることには合理性があることに鑑みれば、本件対象消費者ごとに因果関係の存否に関する事情が様々であるとはいえないから、因果関係に関して本件対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとはいえない。」

判例の解説

一 はじめに

消費者被害の回復のための制度として、平成25年12月4日に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（消費者裁判手続特例法¹⁾）が成立し、平成28

年10月1日に施行されている。この特例法に基づく裁判手続（特例法裁判手続）では、まず共通義務確認訴訟（第1段階手続）において、特定適格消費者団体が提起した訴えにつき、多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が金銭の支払義務を負うか否かについて判断される。そして、第1段階手続で事業者の義務が認められた場合に、簡易確定手続（第2段階手続）において、個々の消費者の債権の有無や金額が確定される。

この特例法裁判手続では、簡易迅速な被害回復が求められるため、対象となる債権が限定される（法3条1項2項）。そして、消費者契約に関して相当多数の消費者に財産的被害が生じており（多数性要件）、事実上及び法律上の原因が消費者に共通している場合（共通性要件）に、共通義務確認の訴えを提起することができる（法2条4項）。ただし、簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認められる場合には、共通義務確認の訴えは却下される（法3条4項、支配性要件）。したがって、共通義務確認の訴えを提起するにあたっては、多数性要件、共通性要件、支配性要件が備わっていないといけない²⁾。

二 支配性要件をめぐる議論状況

法3条4項の規定は、「支配性」という用語を用いていないが、共通義務の確認を求める事項が支配的（優越的）であるという意味で支配性要件といわれている³⁾。

簡易確定手続において、事案の性質等により、個々の消費者ごとに損害や因果関係等を判断するにあたって相当審理を要する場合には、対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるから、支配性要件の充足が否定される⁴⁾。個々の消費者ごとに相当程度の審理を要する場合の一例として、「勧誘方法が詐欺的なものであり、事業者が不法行為に基づく損害賠償義務を負うことを確認したとしても、その違法性の程度がそれほど重大なものでないため、過失相殺が問題になる場合であって個々の消費者ごとの過失相殺についての認定判断が困難な場合」等が挙げられている⁵⁾。

支配性要件が問題となった下級審の裁判例として、東京医科大学入試差別問題事件⁶⁾、順天堂大学入試差別問題事件⁷⁾があるが、いずれも大学

入試における不正な得点調整が行われたとして、債務不履行ないし不法行為に基づいて受験に伴う費用相当額の損害賠償義務の確認訴訟が提起された事案である。東京地裁は、これらの事案において、受験に要した旅費・宿泊費については、個別の消費者の事情を相当程度検討する必要がある得るとして、支配性要件の充足を否定している。これに対し、さいたま地裁は、給与ファクタリング事件⁸⁾において、個々の消費者ごとに損害額が異なるものの、消費者から事業者を支払った金銭については通帳や振込履歴等の証拠が想定され、損害の審理を適切迅速に進めることが困難ではないとして、支配性要件の充足を肯定している。

学説は、支配性要件の厳格な適用について消極的な立場が多数である。支配性の要件は、多数性や共通性の要件と異なり、共通義務確認訴訟手続そのものではなく、後続の簡易確定手続の審理の状況を想定したものであるから、支配性の要件欠缺を理由として訴えの全部または一部を却下することができるのは、あくまで例外的な場合であるとされている⁹⁾。また、条文の解釈論として、適正迅速な判断が困難と「認められる」場合にのみ、支配性が否定されること（消極的要件であること）に鑑み、判断対象はあくまでも簡易確定手続における審理という将来の事象の予測であり、その手続がどのように進むかの予測は共通義務確認訴訟の段階では厳密には困難であるから、簡易確定手続において様々な審理上の工夫が尽くされることを想定し、その場合でもなお適正迅速な判断がおおよそ困難であることが共通義務確認訴訟において積極的に認定される場合に支配性が否定され、逆にそれが「困難である」とまで断言できない場合には、支配性が認められるべきであるとされている¹⁰⁾。

三 本判決の検討

第一審は、「そもそも投資により確実に稼ぐことができる方法があるとは容易に想定し難い上、対象消費者ごとに仮想通貨への投資を含む投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴、本件各商品等の購入に至る経緯等の事情は様々であることからすれば、本件各対象消費者において確実に稼ぐことができる方法があるといった勧誘内容を信じたことにつき過失相殺すべき事情がおおよそないとはいえない」とした上で、「本件各対象消費者の過失の有無や過失相殺割合については、対象消

費者ごとに上記の諸般の事情を考慮して認定、判断することが必要であり、個々の対象消費者ごとに相当程度の審理を要する」として、支配性要件の充足を否定している。

控訴審は、第一審を維持した上で、過失相殺の判断について、具体的に次のように判示している。すなわち、①仮想通貨バイブルについては、「インターネットを通じて同一の内容の勧誘を受けて購入したものであるため、仮想通貨バイブルの購入に至る経緯は対象消費者に基本的に共通しているといえる」が、③パルテノンコースについては、「仮想通貨バイブル及びVIPクラスセットの購入者を対象として販売したものであり、各対象消費者の仮想通貨バイブルに対する評価等を含めパルテノンコースの購入に至る経緯等は対象消費者ごとに様々なものがあると想定され」、また、②VIPクラスセットの購入についても、「投資関連セミナーへの参加等といったVIPクラスの内容に鑑みれば、その購入に至る経緯等にも個別性が強いと想定される」として、「パルテノンコース及びVIPクラスセットの購入に至る経緯のみならず、仮想通貨への投資を含む投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴等については、陳述書等のみから典型的に認定することは困難である」と判断して、支配性要件の充足を否定している。

この控訴審判決に対しては、③パルテノンコース及び②VIPクラスセットの購入にあたり、投資関連セミナーへの参加や仮想通貨バイブルへの評価等が影響している可能性があるとしても、セミナー参加の有無、仮想通貨バイブルやセミナーに対する消費者の評価等を陳述書に記載させることにより、審理上の工夫をすることができるとして、支配性要件の充足を肯定することは十分可能であり、控訴審の判断は不当であるとの批判がある¹¹⁾。

本判決¹²⁾は、「共通義務確認の訴えを却下することができるのは、個々の消費者の対象債権の存否及び内容に関して審理判断をすることが予想される争点の多寡及び内容、当該争点に関する個々の消費者の個別の事情の共通性及び重要性、想定される審理内容等に照らして、消費者ごとに相当程度の審理を要する場合である」とした上で、本件では、「過失相殺の審理において、本件対象消費者ごとに仮想通貨への投資を含む投資の知識や経験の有無及び程度を考慮する必要性が高いとはいえず、仮に過失相殺をすることした場合、簡易

確定手続において、「適切な審理運営上の工夫を講ずること」が可能であるから、「過失相殺に関して本件対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとはいえ」ず、さらに、「本件対象消費者ごとに因果関係の存否に関する事情が様々であるとはいえないから、因果関係に関して本件対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとはいえない」として、支配性要件の充足を肯定している。

本件では、個々の消費者ごとに相当程度の審理を要するか否かについて、第一審及び控訴審と最高裁で判断が分かれている。最高裁は、支配性要件について判断するにあたっては、裁判所が講じ得る審理運営上の工夫を考慮しなければならないとし、本件においては適切な審理運営上の工夫を講ずることが可能であるとの理由により、個々の消費者ごとに相当程度の審理を要するとはいえないと結論づけている。しかし、最高裁は、審理を担当する裁判所が具体的にどのような「審理運営上の工夫」を講じることができるのかについては述べていない。この点について、そもそも「適切な審理運営の方法」が現実にあるのか否かが不明であるとの批判がある¹³⁾。

支配性要件の考え方として、当該要件について過度に厳密に運用することは相当ではなく、簡易確定手続における対象債権の存否及び内容についての審理が個別事情に係っている場合であっても、それだけで除外すべきではなく、簡易確定手続における審理の工夫等によっても、なお適切かつ迅速に判断することが困難であると認められる場合に限り、支配性要件の充足が否定されるべきであるとの見解が示されており¹⁴⁾、最高裁はこのような考え方を考慮に入れて支配性要件について判断したものと思われる。

四 おわりに

本判決は、支配性要件を定めた法3条4項の解釈について最高裁として初めて判断したものであり、特例法裁判手続の今後の運用に大きな影響を与えた点で重要な意義を有する。

本判決の補足意見において、審理運営上の工夫について、「個々の消費者の個別の事情に係る争点に関しては、陳述書等の記載内容を工夫することなどにより、簡易確定手続の審理を合理的に行うことができる」ことや、「当事者多数の訴訟において、仮に過失相殺をすとした場合には、当

事者（被害者）ごとに存する事情を分析、整理し、一定の範囲で類型化した上で、これに応じて過失の割合を定めるなどの工夫が行われて」おり、同様の工夫は、簡易確定手続においても可能であるとの見解が示されており、今後は審理を担当する裁判所がどのような審理運営上の工夫を講ずるかについて検討し、適切な審理運営の方法を具体化していくことが必要であると思われる。

現在の運用状況として、特例法裁判手続の利用はそれほど多くはない¹⁵⁾。最高裁が支配性要件を定めた法3条4項の解釈について柔軟な判断を示したことにより、今後、特例法裁判手続が積極的に活用されることを期待する。

● 注

- 1) 同法は、被害回復の対象範囲の拡大等を図るため、令和4年に改正され、令和5年10月1日から施行されている。
- 2) 伊藤真『消費者裁判手続特例法〔第3版〕』（商事法務、2024年）40頁以下、山本和彦『解説消費者裁判手続特例法〔第3版〕』（弘文堂、2023年）33頁。
- 3) 支配性について、伊藤・前掲注2）46頁は、「対象消費者の権利の確定について共通義務の存在が支配的であるという意味」であるとし、山本・前掲注2）33頁は「確認を求める事項の支配性（優越性）」であるとしている。
- 4) 山本和彦「共通義務確認訴訟における支配性要件について」河上正二先生古稀記念『これからの民法・消費者法（Ⅱ）』（信山社、2023年）658頁以下、上原敏夫＝松本恒雄編著『新しい消費者契約法・消費者裁判手続特例法』（三省堂、2023年）150頁、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『コメンタール消費者裁判手続特例法』（民事法研究会、2016年）94頁以下。
- 5) 消費者庁消費者制度課編『一問一答消費者裁判手続特例法』（商事法務、2014年）36頁以下。
- 6) 東京地判令2・3・6判時2520号39頁。
- 7) 東京地判令3・9・17裁判所ウェブサイト。
- 8) さいたま地判令3・2・26LEX/DB25590956。
- 9) 伊藤・前掲注2）47頁。
- 10) 山本和彦「判批」現消55号80頁。
- 11) 山本和彦「判批」前掲注10）82頁以下。その他、控訴審判決に反対する見解として、高田昌宏「判批」リマックス67号117頁、坂本真樹「判批」判時2554号131頁。
- 12) 本件の評釈として、池田愛・法教526号106頁、清水宏・WLJ判例コラム316号1頁。
- 13) 三木浩一「消費者裁判手続特例法の現在と未来」ジュリ1600号82頁。
- 14) 消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書（令和3年10月）・消費者法研究11号201頁。
- 15) 山本和彦「消費者裁判手続特例法の見直しとその意義の再確認」生活協同組合研究566号（2023年）5頁、三木・前掲注13）82頁。